

別表十一(一の二)

「7」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①

一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
	・	・		

当期繰入額	1	円	前3年内事業年度(設立事業年度である場合には当該事業年度又は連結事業年度)末における一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額	9	円
期末一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額(24の計)	2		(9)	10	
貸倒実績率	3		前3年内事業年度における事業年度及び連結事業年度の数	11	
「7」欄 中小連結法人等の貸倒引当金の特例を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄: 「平成31年旧措置法第68条の59第3項」 ② 「区分番号」欄: 「10380」 ③ 「適用額」欄: 「7」欄の金額			前合貸3に倒年はれ内当に事該よ業事る	12	
			損金の額に算入された令第96条第2号ロの金額の合計額	13	
			の額に算入された令第96条第2号ハの金額の合計額	14	
			の額に算入された令第96条第2号ニの金額の合計額	15	
繰入限度額 (2) × (3) 又は (4) × (5)	6		貸倒実績率による損失の額等の合計額 (11) + (12) + (13) - (14)	16	
公益法人等・協同組合等の繰入限度額 (6) × $\frac{102, 104, 106, 108 \text{ 又は } 110}{100}$	7		12 (15) × 前3年内事業年度における事業年度及び連結事業年度の月数の合計	17	
繰入限度超過額 (1) - ((6) 又は (7))	8		貸倒実績率 (16) (10) (小数点以下4位未満切上げ)		

一括評価金銭債権の明細

勘定科目	期末残高	売掛債権等とみなされる額及び貸倒否認額	(18)のうち税務上貸倒れと認められる額及び売掛債権等とみなされる額	税務上の貸倒れと認められる額	個別評価の対象となつた債権等の額及び併合等による移転する債権等の額	法第52条第1項第3号に該当する令第96条第9号の債権の額	連結完全支配関係が認められる連結法人に対する債権等の額	期末一括評価金銭債権の額 (18) + (19) - (20) - (21) - (22) - (23)	実質的に債権とみられないものの額	差引期末一括評価金銭債権の額 (24) - (25)
	18	19	20	21	22	23	24	25	26	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
計										

基準年度の実績により実質的に債権とみられないものの額を計算する場合の明細

平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始した各事業年度末の一括評価金銭債権の額の合計額	27	円	債権からの控除割合 (28) (27) (小数点以下3位未満切捨て)	29	
同上の各事業年度末の実質的に債権とみられないものの額の合計額	28		実質的に債権とみられないものの額 (24の計) × (29)	30	円

別表十一(一の二) 平成三十一年度又は連結事業年度分